

奈良県スタートアッププロモーション事業運営業務委託仕様書

1. 業務名称

奈良県スタートアッププロモーション事業運営業務委託

2. 履行期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3. 業務の目的

スタートアップの提供する新たな製品・サービスの市場開拓・需要喚起及びスタートアップの提供する新たな製品・サービスを活用した行政課題の解決を図るため、スタートアップの公共調達を促進する。

また、事業フェーズが進んだ県内スタートアップに対し、県外でのPR機会を提供し、資金調達や販路拡大等に繋げることで更なる成長を促す。

4. 業務内容

受託者は、本業務委託において、「(1) 行政とスタートアップの共創支援」と「(2) 県内スタートアップの県外でのPR機会の創出」業務を行うものとする。

(1) 行政とスタートアップの共創支援

① 共創支援の内容

本業務は、スタートアップからの公共調達を最終ゴールとした共創プランを作成するものである。そのため、共創プランの作成に当たっては、以下の観点に留意すること。

- ・民間の実施が見込めない、または公共が実施することが効果的であるなど、公共が事業主体となることが適しているか
- ・奈良県内で事業展開が可能か
- ・他自治体への事業展開可能性があるか

② 県の行政課題とスタートアップのマッチング支援

i 行政提案型

ア 自治体担当課向け説明会の実施

- ・本事業にエントリーのあった自治体担当課向けに、事業趣旨・内容やスタートアップとの共創に当たっての考え方などを説明する説明会を開催すること。開催時期は5月中旬を想定しているが、具体的な開催日時は県と協議して決定すること。
- ・開催方法は対面又はオンラインのいずれかの形式により開催すること。対面開催の場合、会場は県が用意する。
- ・自治体担当課については、委託契約後に県が指定する（6課程度を想定）。

イ ガバメントピッチ開催支援

- ・県が主催するガバメントピッチの周知を行うこと。(周知の例：自社ウェブページ上に募集受付フォームを設けるなど、県 HP とは別に周知)
- ・開催当日に設営・受付など運営補助(会場設営・受付対応・進行サポート等)を行うこと。
- ・募集チラシ(A4)を制作すること。
- ・ガバメントピッチで課題発表する自治体(以下「発表自治体」という。)は県で募集する(6 課程度を想定)。

ウ スタートアップとのマッチング

- ・受託者のスタートアップとのネットワークを活用し、発表自治体の課題に適したスタートアップを募集すること。
- ・募集があったスタートアップの中から、自社サービスの売り込みだけでなく、継続して自治体と共創に取り組み、公共調達を見据えた提案を有するスタートアップを選定すること。選定の方法については、県と協議の上決定すること。
- ・選定後、発表自治体とのマッチングを行うこと。マッチングにあたっては、発表自治体やスタートアップとの面談実施や助言等を行うこと。

ii スタートアップ提案型

- ・受託者のスタートアップとのネットワークを活用し、奈良県の行政課題に対するソリューションを持つスタートアップを県に提案すること(5 件程度の提案を想定)。
- ・提案したスタートアップの中から県が指定したスタートアップと、県担当部署のマッチングを行うこと。
- ・提案募集及びマッチングの方法については、県と協議の上決定すること。

③ 共創支援

i 共創プラン作成支援

- ・上記②でマッチングした自治体とスタートアップから、共創支援を行う課題を3 件以上、県と協議の上決定し、共創支援を行うこと。
- ・共創支援にあたっては、スタートアップと自治体との連携に精通したメンターを課題ごとに1 名以上配置し、マッチングした自治体とスタートアップとの打ち合わせの実施や共創プランの作成、助言等を行うこと。
- ・共創支援の支援期間は、共創支援の開始日から令和9 年1 月31 日までとし、課題ごとに少なくとも月1 回は面談を行うこと。
- ・9 月上旬を目安に共創プランの中間整理を行うこと。

ii 共創支援金

- ・自治体との共創にあたって、マッチングしたスタートアップにおいて発生する打ち合わせ等に要する諸経費や実証実験等に要する費用等に対し共創支援金を支給すること。

- ・共創支援金の支給対象期間は、共創支援の開始日から令和9年2月12日までとし、申請のあったスタートアップに対して本業務契約終了までに支給すること。
- ・委託料のうち、90万円（税抜き）は共創支援金に充てる費用とし、支給額の総額が90万円に達しない場合であっても、その残額を事業の運営に係る経費に充てないこと。
- ・1社あたりの支給額は、支援対象者数に応じて県と協議の上決定すること。

(2) 県内スタートアップの県外でのPR機会の創出

① プロモーション対象事業者の募集

- ・県内スタートアップに本事業を周知し、適宜個別声掛けを行いながら、スタートアップの募集を行うこと。
- ・募集チラシ（A4）を制作すること。
- ・募集にあたっては、事前に県と協議の上、募集要領や申込書の案を作成すること。

② プロモーション対象事業者の審査選定

- ・プロモーション対象事業者（以下「支援対象者」という。）の選定にかかる手順及び審査基準を策定するとともに、審査に必要な体制を構築すること。
- ・審査体制の構築にあたっては、審査対象者の利害関係者が審査員となることがないように配慮するなど、透明性及び公平性を確保すること。
- ・支援対象者を3社程度選定すること。
- ・上記の内容については、随時県と協議を行うこと。

③ プロモーション対象事業者に対するPR機会の提案

- ・受託者は、スタートアップ支援に精通したメンターを支援対象者ごとに1名以上配置し、支援対象者が成長するに当たって必要な事項（資金調達、販路拡大・新規顧客獲得、オープンイノベーション、共同研究 等）の獲得に資するプロモーションの機会を提供するため、県外イベントへの登壇・出展等に向けた提案を支援対象者に行うこと。
- ・上記プロモーションの機会となる県外イベントを、支援対象者及び県と協議の上選定すること。
- ・なお、県が想定している県外イベントは、以下の6件であるが、これに限らず、支援対象者に適した候補を提案すること。

出展を想定しているビジネスイベント

- ・ SushI Tech（東京） ・ Global Startup EXPO（大阪） ・ Tech Osaka Summit（大阪）
- ・ Startup JAPAN EXPO（大阪） ・ Tech GALA（愛知） ・ IVS（京都、福岡） など

④ イベントへの登壇・出展等に向けた伴走支援

- ・イベントへの登壇・出展等に向けて、支援対象者と面談を実施（支援対象者ごとに3回以上）すること。

- ・伴走支援にあたっては、以下の支援を行うこと。

ア 登壇等の場合

イベント登壇等について、イベントの趣旨を考慮し、登壇者に必要な発表資料の作り方、発表の工夫等の助言を行うこと。

イ 出展の場合

ブースに設置する展示パネルや装飾について、イベント趣旨を考慮し、出展内容、空間デザインやパネル作成、集客や演出（ノベルティやウェア）等を提案し実現すること。

ウ 主催者との調整

円滑な登壇・出展等ができるようイベント主催者や関係団体と、登壇・出展等に関わる調整を実施すること。

エ その他

上記のほか、随時県と協議の上必要な支援を実施すること。

⑤ イベント登壇・出展等にかかる支援金の支給

- ・受託者は支援対象者が登壇・出展等するにあたり、登壇・出展にかかる費用を要する場合は、支援金を支給すること（登壇・出展料や備品代、ブース装飾、ノベルティ等を想定）。
- ・支援金の支給対象期間は、伴走支援の開始日から令和9年2月12日までとし、申請のあった支援対象者に対して本業務契約終了までに支給すること。
- ・委託料のうち、100万円（税抜き）は支援金に充てる費用とし、支給額の総額が100万円に達しない場合であっても、その残額を事業の運営に係る経費に充てないこと。
- ・1社あたりの支給額は、支援対象者数に応じて県と協議の上決定すること。

5. 事業全体の適切な管理運営

本業務の目的達成に向けて、確実かつ効果的に実施する体制を整えるとともに、適切な進捗管理を行うこと。なお、本業務の全体スケジュールは以下を想定している。

<スケジュールの例>

(1) 行政とスタートアップの共創支援

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 5月中旬 | 自治体担当課への説明会 |
| 5月下旬～6月上旬 | ガバメントピッチの参加者募集（県と受託者で実施） |
| 5月下旬～6月中旬 | 奈良県の行政課題に対するスタートアップからの提案受付 |
| 6月中旬 | ガバメントピッチの運営補助（県が主催） |
| 6月上旬～7月中旬 | 発表課題に対するスタートアップの提案受付、マッチング支援 |
| 7月中旬～2月中旬 | 共創支援、共創支援金の支給 |

(2) 県内スタートアップの県外でのPR機会の創出

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 5月中旬～6月下旬 | 支援対象者の募集（県と受託者で実施） |
| 7月上旬 | 支援対象者の審査選定業務 |
| 7月中旬～8月中旬 | 支援対象者へのPR機会提案 |
| 8月中旬～2月中旬 | 支援対象者への伴走支援、登壇・出展サポート |

6. 業務完了報告書の提出について

業務終了後、実施結果等について報告するとともに、以下の成果品を提出すること。

① 成果品

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・成果報告書 1部

② 納品形式

- ・電子データ（Word形式、Excel形式、PowerPoint形式又はPDF形式のデータをメール送付等により提出）

③ 納品場所

奈良県 地域創造部

大和平野中央構想・スタートアップ推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎4階

TEL：0742-27-8946

Mail：yamachu@office.pref.nara.lg.jp

7. その他

- (1) 本業務を受注しようとする者は、別記1「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (2) 本仕様書に記載のないものは県及び受託者の協議により定める。
- (3) 受託者は、本業務の内容及び範囲について県と十分打ち合わせを行い、本業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、県へ提出すること。
- (5) 受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。
- (6) 本業務以外に県や関連団体が行うスタートアップ等への支援事業との連携を図るよう努めること。
- (7) 本業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (8) 本業務に基づく制作物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じ、別記2「情報セキュリティに係る特記事項」及び別記3「個人情報取扱特記事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- (10) 再委託（再々委託も含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、県の承認を得ること。
- (11) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。
- (12) 本業務は地域未来交付金を利用するものである。受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

- (13) 受託者は、本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

- 第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策を確保すること
- 2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

- 第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

- 第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策を確保すること
- 2 再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

- 第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

- 第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること
- 2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態

に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 県は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。